

## 感染時の対応について(まとめ)

「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル【学生用：抜粋版】」の4ページ以降に、「感染症を疑わせる症状が出た場合」の措置が記載されています。

課外活動団体が感染者が判明した場合、感染症を疑わせる症状を有する者もしくは濃厚接触者が出た場合は、この措置に従い、所属する部局等に連絡するとともに、所属している団体の代表者への連絡をお願いします。

### (1) 個人としての大学への連絡

感染者（以下、感染症を疑わせる症状を有する者、濃厚接触者を含む。）個人が、所属部局または保健センターに電話連絡する（【学生用：抜粋版】5～7頁参照）。発症2日前に団体活動を実施している場合には、所属する団体の代表者へ連絡する。

|             |              |
|-------------|--------------|
| 教 養 学 部     | 048-858-3044 |
| 経 済 学 部     | 048-858-3286 |
| 教 育 学 部     | 048-858-3144 |
| 理 学 部       | 048-858-3345 |
| 工 学 部       | 048-858-3429 |
| 人文社会科学研究科   | 048-858-3320 |
| 教育学研究科      | 048-858-3144 |
| 理工学研究科      | 048-858-3430 |
| 国 際 室       | 048-858-3028 |
| 保 健 セ ン タ ー | 048-854-5356 |

### (2) 団体の代表者から大学への連絡

連絡を受けた代表者は、学生支援課（048-858-3029）に電話にて以下の事項を報告する。

感染者氏名、感染者学籍番号、感染者の状況、感染者の症状があらわれた2日前以降に行った団体活動の有・無、その際の参加者数等

### (3) 学生支援課から代表者への連絡

報告を受けた内容によっては、学生支援課が団体へ指示（活動中止命令、自宅待機命令等）を命ずる可能性がある。また、連絡を受けた代表者は、その指示をすべての構成員に伝える。

以上